

令和2年1月20日

## 令和2年 第1回 南区選挙管理委員会

議 題

### 1 議 案

議案第1号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第2号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

## 議案第1号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和2年1月20日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

- 1 死亡により抹消する者の数  
258人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数  
545人
- 3 抹消する者の氏名等  
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日  
令和2年1月20日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

## 議案第2号

### 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を，次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和2年1月20日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数  
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日  
令和2年1月20日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6

- 2 選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

